

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

**令和2年7月1日
農林水産大臣公表**

(一部変更：令和6年10月31日)

目次

前文	1
第1章 基本方針	3
第1 基本方針	3
第2章 発生予防対策	6
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	6
第2－1 平時からの取組	6
第2－2 発生に備えた体制の構築・強化	9
第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策	13
第3－1 浸潤状況を確認するための調査	13
第3－2 予防的ワクチン（法第6条第1項）	16
第3章 まん延防止対策	36
第1節 豚等における対応	36
第4 異常豚の発見及び検査等の実施	36
第5 病性等の判定	47
第6 病性等判定時の措置	51
第7 発生農場等における防疫措置	56
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	64
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	65
第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	72
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	74
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	76
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	84
第14 家畜の再導入	86
第15 発生の原因究明	89
第2節 野生いのししにおける防疫対応	90
第16 感染の疑いが生じた場合の対応等	90
第17 病性の判定	91
第18 病性判定時の措置	92
第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）	95
第20 移動制限区域の設定（法第32条）	96
第21 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	101
第22 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	103
第23 ウイルスの浸潤状況の確認等	105
第24 経口ワクチンの散布	107
第4章 その他	108
第25 その他	108
【参考】	109
豚熱の診断マニュアル	109
登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱	121

豚の評価額の算定方法.....	124
-----------------	-----

※ 留意事項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

（令和6年10月31日付け6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知。）

前文

- 1 豚熱^{ぶたねつ}は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。令和6年6月現在、21都県92例の豚等における豚熱の発生が確認されている。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、野生いのししの感染状況等を考慮し豚等への感染リスクが高い地域を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定しているが、接種地域においても一定の発生が継続して確認されている。ワクチンは適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚等が一定数存在することが避けられず、感受性のある豚等が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことができないことから、接種地域においても豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、「豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）」（令和3年1月15日食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第71回牛豚等疾病小委員会第14回拡大豚熱疫学調査チーム検討会合同会議）でも豚熱の推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱のアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。

- 6 さらに、4の中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、豚熱の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県が行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 また、豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。

る。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししの豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生いのししにおける豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介した豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行

う。

- (4) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 豚等の所有者に対して、その飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病的まん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
 - ① 法第 51 条に基づく農場への立入検査
 - ② 研修会の開催なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第 4 の 1 の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。
- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第 9 の 1 の（１）又は第 20 の 1 の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項 2】畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

- (9) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い

実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

- (10) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 感染拡大の防止のためにワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (4) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
 - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。
 - ③ 豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
 - ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。
- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。
 - ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するととも

に、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。

- ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 豚等の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模所有者のうち、特に豚等の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2-2 の 2 の (4) の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 豚等の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民等への説明等）

【留意事項 4】化製処理施設における交差汚染防止対策

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

- 1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底
化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装

置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別

原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。

3 交差汚染防止対策の実施

原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないように、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項5】 化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している豚等の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。

- 1 化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
- 2 化製処理施設内における作業動線
- 3 化製処理に当たって使用するライン
- 4 作業中の病原体拡散防止策
- 5 化製処理後産物の取扱い

- (5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項6】 野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

- (6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、

警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

- (7) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (8) 豚等及び野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見するための検査体制を整備する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、豚熱には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

【留意事項7】抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

- 1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。
- 2 95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
1～18戸	全戸
19～25戸	19戸
26～34戸	26戸
35～49戸	35戸
50～100戸	45戸
101戸以上	55戸

- 3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。
- 4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

【留意事項 8】種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（豚熱に係るものにあつてはRT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査、アフリカ豚熱に係るものにあつてはPCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

【留意事項 9】病性鑑定材料を用いた調査における豚熱の検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙 1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

1 遺伝子検出検査

RT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査

2 血清抗体検査

エライザ法又は中和試験

4 野生いのししの調査（法第 5 条第 3 項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項 10】死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項 11】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和 2 年 3 月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項 12】野生いのししの豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲された野生いのししの場合は血液、死亡した野生いのししの場合は血液（血液を採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓、腎臓又は耳介を用いて遺伝子検出検査を実施すること。また、血液が採取できた場合には、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙 1「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

なお、リアルタイム RT-PCR 検査では、制限酵素処理による判定等ができないことから、野生いのししにおける初発事例においては、検体を RT-PCR 検査及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する確定検査により行うこと。また、リアルタイム RT-PCR 検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と必要な検査等の対応について協議すること。

5 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1 から 4 までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

6 1 から 4 までの調査等を行う調査員の遵守事項

(1) 1 から 3 までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第 5 の 1 の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

(2) 4 の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項 13】野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあっては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きに従って指導する。

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

(3) 都道府県知事は、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、次に掲げる者による接種を行わせることができる。

① 都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）

② 都道府県知事が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）において、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して都道府県知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

【留意事項 14】 知事認定獣医師の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した獣医師（獣医師の属する団体を含む。）を知事認定獣医師（防疫指針第3-2の1の(3)の①の知事認定獣医師をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定後は別記様式1を参考に認定証を発行する（別記様式1については、必要に応じて項目を加除して発行すること）。

1 適時性

- (1) 定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。
- (2) 別記様式 2 により豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、留意事項 16 に基づく対応を適時に行うことができると認められること。

2 適切性

- (1) 都道府県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。
- (2) 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。
- (3) 別記様式 2 により豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種が適切なものとなるよう、留意事項 16 に基づく対応を適切に行うことができると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

【留意事項 15】登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

1 登録飼養衛生管理者の要件

都道府県知事は、都道府県が行う研修会を修了するなどにより以下の要件を満たすと判断した飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 の 2 第 1 項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第 3－2 の 1 の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、登録のためには研修会に参加の上、修了する必要がある。研修会については、別紙 2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき実施すること。

(1) 適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項 35 までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

(2) 適切性

- ① 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。
- ② 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

2 認定農場の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した農場を認定農場（防疫指針第 3－2 の 1 の（3）の②の認定農場をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定した場合は、その旨を農場宛て通知する。

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

(2) ワクチン管理体制

豚熱ワクチンの適時適切な接種及び防疫指針第3-2の2の(5)の厳格な管理に係る3の作業手順書を作成し、防疫指針第3-2及び留意事項15から35まで(留意事項17、19、22、23を除く。)において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること。

3 作業手順書の作成及び適切な実施

認定を受けようとする農場は、次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付ける。作成に当たっては、防疫指針第3-2及び留意事項15から35まで(留意事項17、19、22、23を除く。)を参考とする。登録飼養衛生管理者は、当該作業手順書に従って作業する。

- (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
- (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること。
- (3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること。
- (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。
- (5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。
- (6) その他必要な事項。

【留意事項 16】登録飼養衛生管理者に対する家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督

- 1 家畜防疫員又は知事認定獣医師が登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、診察を行った上で、別記様式2により豚熱ワクチン接種票を交付するとともに、知事認定獣医師にあつては、都道府県にその写しを提出する。なお、知事認定獣医師にあつては、豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施すること。
- 2 また、家畜防疫員又は知事認定獣医師は、診察のための農場訪問の機会等において、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認すること。知事認定獣医師にあつては、登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、都道府県に報告すること。都道府県知事は、認定農場の認定及び登録飼養衛生管理者の登録の取消し等を実施する場合は、留意事項21を参照すること。

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

【留意事項 17】 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第3-2の2の（1）のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第3-2の3の（1）によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

（2）都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

- ① 接種区域（接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方
- ② 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期
- ③ 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
- ④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）
- ⑤ 接種後の標識の方法
- ⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
- ⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- ⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
- ⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

【留意事項 18】 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式3-1及び3-2により作成する。また、当該プログラムは少なくとも1年ごとに更新し、動物衛生課の確認を受ける。

1 接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

接種区域は、防疫指針第3-2のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するように設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を

明示するために適当なものに基づき設定する。

2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種区域内の全ての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

ワクチン接種プログラムの開始年にあつては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月ごとに見積もることとする。

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師の人数については、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。登録飼養衛生管理者については、総人数とともに、認定農場数を明示する。

また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者においては、その氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

5 接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から接種区域外のと畜場へ移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあつては、同条の規定の例により）、英字の「V」を接種豚等の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。なお、接種区域外の農場等で接種豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

6 接種農場の出荷先となると畜場

接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該接種区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚等の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種に必要な知識（技術的及び事務的な事項を含む。）及び技術を習得し、並びに向上させるための講習会等の開催等について明示する。

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。さらに知事認定獣医師による適切な接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行うこと、登録飼養衛生管理者による適切な接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行うことを明示する。

9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

防疫指針第3-2の6の（1）のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内のワクチン使用数量及びワクチン接種農場の戸数を1年ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。

（3）ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

（4）都道府県知事による接種区域の設定

- ① 都道府県知事は、（3）により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。
- ② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における（1）の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

（5）都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第 50 条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第 50 条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

【留意事項 19】 知事認定獣医師に対する法第 50 条に基づくワクチン使用許可の要件

- 1 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して以下の要件を満たすと判断した場合、法第 50 条に基づくワクチン使用を許可することができる。
 - (1) 申請に係る接種対象農場以外への接種及びワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。
 - (2) 使用予定期間を遵守すること。
 - (3) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第 7 条の規定の例により標識を付すこと。
 - (4) ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。
 - (5) ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。
- 2 都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、知事認定獣医師に対して必要に応じて法第 52 条に基づく報告を求める。

【留意事項 20】 認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対する法第 50 条に基づくワクチン使用許可の要件

- 1 都道府県知事は、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対して、以下の要件を満たすと判断した場合、法第 50 条に基づくワクチン使用を許可することができる。
 - (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員等を除く。）が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
 - (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。
 - ① 留意事項 16 に基づく家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
 - ② 作業手順書に従うこと。
 - ③ 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。
 - ④ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第 7 条の規定の例により標識を付すこと。
 - (3) 留意事項 27 に基づき、ワクチン等の管理を適切に実施すること。

(4) ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。

2 都道府県は、認定農場における1の要件の遵守状況を確認するため、原則として、次の事項を定期的に実施するものとする。なお、都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、必要に応じ、認定農場に対して法第52条に基づく報告を求めることとする。

(1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチン使用数量を毎月突合すること。

(2) 少なくとも年1回は立入検査を実施すること。

(3) 少なくとも年1回は免疫付与状況確認検査を実施すること。

【留意事項21】法第50条に基づくワクチン使用許可の要件に違反した場合の対応

1 知事認定獣医師が留意事項19の1に掲げる要件を遵守していないと都道府県知事が認める場合には、速やかに当該使用許可を取り消すとともに、知事認定獣医師の認定を取り消すこととする。

2 認定農場又は登録飼養衛生管理者が留意事項20の1に掲げる要件を遵守していないと都道府県知事が認める場合には、速やかに当該使用許可を取り消すとともに、登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定を取り消すこととする。

3 法第50条又は関係法令に違反するものと判断されるときは、罰則の対象となるおそれがあることに留意し、都道府県は厳格に対応すること。なお、要件違反の程度が軽微である場合は、当該農場に要件を遵守するよう指導することとし、当該指導の内容については、書面により通知することとする。当該農場が当該指導に従わない場合には、当該使用許可、登録及び認定を取り消すこととし、1年間は再度の使用許可、登録及び認定を行わないこととする。

4 都道府県は、使用許可、登録及び認定の取消しを行った場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

(1) ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚熱の発生状況や豚熱感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

(2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2の(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

【留意事項 22】接種推奨地域の見直し及び都道府県による接種区域の設定の見直し

都道府県による接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

【留意事項 23】高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚等のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないことを確認することとする。

1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立ち入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

(1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ⑧ 糞尿処理施設（堆肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚等の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

(2) 主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

- ② 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚等や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ 接種区域からの豚等の導入がされていないこと（接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

2 定期的な検査の要件

飼養されている豚等における豚熱ウイルスの感染の有無について定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

（1）検査方法

3か月に1回、臨床検査、遺伝子検出検査及びエライザ検査を実施する。

（2）検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

ワクチンの接種対象から除外された豚等を接種区域内に移動させる場合には、移動元の施設は、移動先の施設において、以下の厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

- （1）移動先の施設が、試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。
- （2）移動先の施設に豚等を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

- (3) 移動先の施設で利用した豚等は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。
- (4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚の飼料等にならないよう適切に処理されていること。
- (5) 原則として、移動先の施設での飼養期間が3か月未満であること。
- (6) (1) から(5) まで、移動先の施設の所在する都道府県の確認を経て、当該都道府県から動物衛生課に協議済みであること。

【留意事項 24】 豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

【留意事項 25】 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

- (1) と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和 47 年 6 月 20 日付け環乳第 52 号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知））に基づき、ワクチン接種日から 20 日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等
- (2) 哺乳豚（ただし、動物衛生課と協議の上、接種できるものとする。）

2 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、1の(1)の豚等については出荷が終了するまでの間、1の(2)の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれ接種区域外で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、報告徴求等の措置を継続する。

5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

【留意事項26】 ワクチン接種時の豚等の健康状態の確認等

- 1 家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。
- 2 家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

(3) ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録等を行う。

【留意事項27】 ワクチン等の管理

- 1 ワクチンの保管に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 添付文書に従い適切に冷蔵保管すること。
 - (2) 他の容器に移し替えて保管しないこと。
 - (3) 必要なワクチン数量以上を保管しないこと。
- 2 家畜防疫員にあっては、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンの容器を接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあっては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。
- 3 知事認定獣医師にあっては、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材及びワクチンの容器については適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。
- 4 登録飼養衛生管理者にあっては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材については適切に処理することが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行うとともに、使用したワクチンの容器を、消毒を実

施の上で都道府県に返却する。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、認定農場からの報告等により、認定農場が使用したワクチン数量を確実に把握する。

(4) 豚等の管理

接種農場は、(1)の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、誕生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

【留意事項 28】 豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれがないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(6) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場へのお荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

【留意事項 29】 接種区域内の豚等の移動

接種区域内において、他の農場へ豚等を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと

イ 接種区域外の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡

散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること

ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること

【留意事項 30】接種区域外への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動

1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

（１）豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒のための移動

- ① 豚等の死体については、豚熱の疑いがないものに限り移動を可能とし、豚熱を疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。
- ② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。
- ③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ④ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ マニフェストについて、確実に保管する。

（２）接種区域外の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
- ② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

- ③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。

- ④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、接種農場について必要な検査を実施する。

【留意事項 31】 接種農場の免疫付与状況等確認検査

1 検査の目的及び実施体制

- (1) 都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における母豚の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後少なくとも 40 日以上経過した個体（より正確に接種適齢期を検討する場合には、ワクチン接種後 90 日以上経過した個体）を対象に、原則として、初回接種後に 1 回目、その後は 1 年ごとに抗体検査（原則としてエライザ検査）を実施する。
- (2) このほか、都道府県が発生の予防のために必要と認める場合は、2 に掲げる検査対象に限らず、追加で免疫付与状況に関する検査を行う。
- (3) また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検出検査を実施する。

2 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、原則として、各都道府県内のワクチン接種農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。）を対象に、母豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に抽出する。各検査回の検査対象及び検査法については以下（1）～（3）のとおり実施する。家畜防疫員等は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、原則として、農場当たり少なくとも 30 頭（原則として、各豚舎から 5 頭以上。以下本項において同じ。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。なお、抽出に当たっては、都道府県内の戸数、農場における飼養頭数規模、免疫付与状況等を勘案し、都道府県が必要と判断する農場及び検査対象を抽出して差し支えない。

- (1) 接種後 1 回目検査：母豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。そのうち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。
- (2) 2 回目検査：初回接種後の母豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、母豚を飼養する農場について、1 回目の補強接種後 40 日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。

- (3) 3回目検査以降：母豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。同一の農場において母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも30頭（と畜場で採材した検体でも可能とする。）を抽出する。

母集団	標本数
1～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて

過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価1倍以上を陽性と判定する。

- (1) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。
- (2) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。
- (3) (1)又は(2)において抗体陽性率が80%に満たない場合は、母豚の中和抗体価の分布等を踏まえ、母豚の免疫付与状況が変化すると考えられるまでの期間について、一括して動物衛生課と協議することで差し支えない。
- (4) (1)～(3)に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあっては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

4 報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、家畜疾病サーベイランス報告システムにより動物衛生課に報告する。

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

【留意事項 32】 ワクチン接種豚等のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

- 1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者による臨床症状の確認を行い、豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。
 - (1) 血液検査（白血球数測定）
 - (2) 遺伝子検出検査
- 2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。
 - (1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - (2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
 - (3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。
 - (4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - (5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - (6) 移動経過を記録し、保管する。

7 と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚等の搬入を拒んではならない。

- (1) 車両消毒設備が整備されていること
- (2) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること
- (3) 定期的に清掃・消毒が行われていること
- (4) 車両の出入り時の消毒が徹底されていること
- (5) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

【留意事項 33】 と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-2の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも1年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも1年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

2 生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

3 定期的な清掃・消毒の実施

- (1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。
- (2) 接種豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

6 その他

- (1) 車両の運転手かと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。
- (2) 接種区域からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

8 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合におけるまん延防止措置については、第3章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第9の1及び第20の1による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

【留意事項 34】 接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第9の1及び第20の1で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

9 ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10 接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第12条の2に基づき農林水産省に報告する。

【留意事項 35】 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、1年ごとにとりまとめ、別記様式4により翌年度の4月15日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

1 都道府県内のワクチンの数量

都道府県による購入数量並びに家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者による使用数量、接種数量及び廃棄数量。

2 ワクチン接種農場の戸数

家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者による接種戸数並びに接種頭数の内訳。

11 ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項 36】 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、豚等の所有者、獣医師等から、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式5により、動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 37】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 38】 都道府県が行う指導に関する事項

1 豚等の所有者から届出があった場合

- （1）豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛するこ

と。

- (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を原則 1 か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1 の(1)から(5)までの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服を洗浄し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から 7 日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1 の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が

所有する農場への立入りにについても、可能な限り避けるよう指導すること。

- (7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。
- (8) 豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りにについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りにについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りにについても、可能な限り避けるよう指導すること。

2 都道府県による臨床検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 - ア 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - イ 便秘、下痢
 - ウ 結膜炎（目やに）
 - エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - カ 流死産等の異常産の発生
 - キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 23 条の 2 の 5 第 1 項又は第 23 条の 2 の 17 第 1 項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 23 条の 25 第 1 項又は第 23 条の 37 第 1 項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

【留意事項 39】死亡の理由が豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場

合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね1週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

3 農場等における措置

- (1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。
- ① 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。
 - ② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚熱及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、脾臓及び腎臓を必ず含める。）を採材する。
 - ③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた豚等
 - イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
 - ウ 豚等の死体
 - エ 豚等の排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
 - ④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
 - ⑥ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、③に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患者及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 豚等の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等
 - ③ 堆肥等の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵等の出荷先
 - ⑤ 給与飼料の情報

【留意事項40】 抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第4の3の(1)の②の検体のうち抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。
- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。
- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

【留意事項41】異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式6により動物衛生課宛てに報告する。

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項 42】 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

- ① 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
- ② 抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査。ただし、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、蛍光抗体法を実施する。）
- ③ 血清抗体検査（エライザ法）
- ④ 血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）

(2) 都道府県は、(1)の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項 43】 病性鑑定

家畜保健衛生所における病性鑑定の実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

【留意事項 44】 検体の送付

動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式7）は、電子メールにより提出すること。

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第3-1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

(1) 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合

3から5までの措置を講ずる。

(2) 第3-1の2の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合

① エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び③において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、3の（1）の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同（1）の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、4の準備を進める。さらに、5の（1）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の（2）により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

② 中和試験により陽性が確認された場合

家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して3の（1）の③から⑤までの措置を行うことを指示し、4の準備を進める。さらに、5の（1）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の（2）により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項 45】 浸潤状況を確認するための調査におけるエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件

防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査において、エライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された場合、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床症状、疫学情報、陽性となった個体の分布状況（特定畜舎での偏在等）等を確認するとともに、抗体保有状況調査の対象個体の全頭について、防疫指針第4の5の（1）の①の血液検査及び②の遺伝子検出検査を実施する。立入検査において豚熱を疑う状況が確認されず、血液検査で全ての個体に白血球減少（白血球数1万個/ μ l 未満）が認められず、遺伝子検出検査で全ての個体の陰性が確認された段階で、防疫指針第4の3の（1）の③に掲げるものの移動制限及び④の立入制限を解除する。

なお、エライザ検査で陽性となった個体について引き続き中和試験を実施するとともに、当該農場については1週間の経過観察を実施する。

(3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して3の（1）の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、5の（1）の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、5の（2）により必要な検体を動物衛生研究部門に

送付する。この場合、4の準備も同時に進める。

また、第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

【留意事項 46】防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、動物衛生課は、以下の事項を確認した上で、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを判断する。

1 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査であり、当該農場において防疫指針第4の2の(3)の①から④までに掲げる症状が確認されないこと。

2 病性鑑定対象の豚等

(1) ワクチン接種からおおむね30日以内の個体であること

(2) 遺伝子検出検査の結果、扁桃、脾臓又は腎臓のみが陽性であり、血清では陰性が確認されること

(3) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること

3 同居する豚等

(1) 血液検査の結果、白血球数が1万個/ μ l以上であること

(2) 遺伝子検出検査の結果、血清で陰性が確認されること

(3) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5の(2)及び第12の3の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

(1) 都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合、第3-1の1の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3-1の3の病性鑑定において豚熱を否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すアフリカ豚熱の検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚熱の検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚熱の診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚熱でないと判定されるまで、3の(1)の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

- なお、都道府県は、必要に応じ、5の（１）の②のウイルス分離（6の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。
- （２） 1から7まで及び8の（１）の措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び3に準じた措置を講ずる。なお、当該豚等が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された豚等であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び3に準じた措置を講ずる。

【留意事項 47】 アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について確認した上で、動物衛生課とあらかじめ協議する。ただし、アフリカ豚熱はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記1及び2以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聴取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員による解剖検査で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。
- 3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項 48】 アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第56条の25に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式7）は、電子メールにより提出すること。

1 臓器材料が得られる場合の保存方法

- （１）材料：扁桃、脾臓、腎臓
- （２）材料の保存：スクリュウキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

2 血液が得られる場合の保存方法

- （１）材料：血清、抗凝固剤加血液

(2) 材料の保存：血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の5の(2)又は第4の6の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合(それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。)は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査(以下「遺伝子解析等検査」という。)の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、

- ① ②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で豚熱の発生が継続しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

- ① 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査(特に体温測定)、第4の6の(1)により行う第4の5の(1)の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手續に従う。
- ② 第3-1の2の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第4の6の(2)の①又は②により行う臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手續に従う。
- ③ 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、
 - ア 当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確認された場合には、当該遺伝子検出検査、第4の6の(3)により行う臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の検査(当該検査を行った場合に限る。)の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手續に従う。
 - イ 当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手續に従う。
- ④ 第3-1の4の野生いのししの調査において陽性が確認された場合には、第

17 の病性の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1 の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離により、豚熱ウイルスが分離された豚等
- ② 遺伝子検査（遺伝子検出検査及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等
- ④ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、遺伝子検出検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ⑤ 初発農場（第9の1の（1）の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第9の1の（1）の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の1の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における（2）の①の疑似患畜

(2) 疑似患畜

- ① 初発農場において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又は遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等
- ② 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等
- ③ 発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外するこ

とができる。

- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

【留意事項49】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の③の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- (1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全畜舎において、豚熱を疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 全ての豚等が、患畜又は疑似患畜と過去10日間接触していないこと。

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 家畜防疫員が発生時の立入検査を行う際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、かつ、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できること。
- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録されており、かつ、その記録が保存されていること。
 - (2) 全畜舎において、網目の隙間が2cm以下の防鳥ネット又はこれと同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。
 - (3) 定期的に農場内の点検を行い、畜舎の破損部及び隙間並びに排気管からねずみ等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。
 - (4) 野生いのししの生息区域に所在する農場においては、衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう設置した防護柵等の定期的な点検を行い、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所が修繕されていること。
 - (5) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと。

(6) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って10日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合

- (1) 畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること。
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと。
- (3) 敷地内に食肉処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること。

【留意事項 50】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の③の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該豚等を飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項 51】 病性等判定日を起算点とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

【留意事項 52】 ワクチン株が確認された豚等の病性判定について

防疫指針第4の5の(1)に掲げる抗原検査を実施した豚等が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚等は患畜又は疑似患畜と判定しない。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該豚等の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項53】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、発生農場及び発生農場から半径10km以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚熱ウイルスが検出された場合又は豚熱ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (4) (3)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第 18 の 2 の（2）において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① （1）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② （1）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、（1）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された（2）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（1）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 54】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2 の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地

近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評 価 班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記 録 班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 野生動物対策班：発生農場周辺の野生いのししにおける感染確認検査の対応を行うとともに、野生動物で陽性が確認された場合には、野生動物に係る防疫措置の企画及び調整を行う。
- ・ 庶 務 班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保 健 班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 55】 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式 8 により行うこと。

【留意事項 56】 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第 6 の 3 の (5) の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第 2-2 の 2 の (1) に基づき事前に策定した動員計画及び第 4 の 4 で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。
- (2) 都道府県は、(1) により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣

要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項 57】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 豚熱の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と調整するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（3）の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (10) 第2-2の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項58】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務